

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税3)
		② 上記以外の税目	(所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・延長】 【 単独 ・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた法人等が、その認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画における地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例制度を受けることができる。</p> <p>(1) 特定業務施設を取得等した場合における特別償却又は税額控除制度(オフィス減税)</p> <p>(2) 整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度(雇用促進税制)</p> <p>(1) オフィス減税 取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転型事業の場合、25%の特別償却、又は7%の税額控除 ・ 拡充型事業の場合、15%の特別償却、又は4%の税額控除 <p>※取得価額が2,000万円以上(中小企業者の場合1,000万円以上)であることが要件</p> <p>(2) 雇用促進税制</p> <p>①地方事業所基準雇用者数に係る措置</p> <p>特定業務施設における当期増加雇用者(注) ※1人あたり</p> <p>(ア)無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数 ⇒1人あたり60万円 (法人全体の雇用者増加率が5%未満(移転型)又は8%未満(拡充型)の場合:30万円)</p> <p>(イ)新規雇用者数から(ア)の数を控除した数 ⇒1人あたり50万円 (法人全体の雇用者増加率が5%未満(移転型)又は8%未満(拡充型)の場合:20万円)</p> <p>(ウ)特定業務施設における雇用者増加数から新規雇用者数を控除した数 ⇒1人あたり50万円 (法人全体の雇用者増加率が5%未満(移転型)又は8%未満(拡充型)の場合:20万円)</p> <p>(注)ただし、法人全体の増加雇用者数を上限</p>	

		<p>②地方事業所特別基準雇用者数に係る措置(移転型事業のみ) 特定業務施設における当期増加雇用者1人あたり30万円※の税額控除</p> <p>※②は最大3年間継続。ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合は終了。 ※準地方活力向上地域内の場合は20万円。</p>
		<p>《要望の内容》</p> <p>東京一極集中是正の加速化に向けて、中枢・中核都市において事務所等を整備する場合には、措置内容の拡充等を検討する。</p>
		<p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二</p>
5	担当部局	内閣府 地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:平成30年7月 分析対象期間:平成27年10月2日～平成32年3月31日 (平成27年10月2日…本税制関連の地域再生計画の初認定日)</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>○平成27年度 地方拠点強化税制の創設 (1)オフィス減税の創設 (取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設) (2)雇用促進税制の拡充 (地方拠点強化税制における雇用促進税制の創設)(地域再生法の認定地域再生計画に基づく整備計画の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充)</p> <p>○平成28年度 地方拠点強化税制の拡充(雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)</p> <p>○平成29年度 地方拠点強化税制の拡充(オフィス減税の減税率について、移転型事業は7%、拡充型事業は4%(平成27、28年度と同水準)と維持するとともに、雇用促進税制について、質の高い雇用(無期雇用かつフルタイム)に対する控除額の上乗せ等)</p> <p>○平成30年度 適用期間の2年間の延長とともに、支援対象地域に近畿圏中心部及び中部圏中心部を追加。加えて、認定時の要件を雇用者数10人(中小5人)からそれぞれ5人(2人)とする要件の緩和等。</p>
8	適用又は延長期間	適用期間:平成32年3月31日

9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。</p>
				<p>《政策目的の根拠》</p> <p>・地域再生法(平成17年法律第24号)</p> <p>第1条に「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」と規定。</p> <p>第5条に「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」が位置づけられている。</p> <p>・まち・ひと・しごと創生基本方針 (平成27年6月30日閣議決定、平成28年6月2日、平成29年6月9日、平成30年6月15日改訂) 地方創生のための施策として「企業の地方拠点強化等」が位置づけられている。</p> <p>・まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成26年12月27日閣議決定、平成27年12月24日、平成28年12月22日、平成29年12月22日改訂) 「地方への新しい人の流れをつくる」ための施策として、「企業の地方拠点強化等」が位置づけられている。</p>
		②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標4 地方創生の推進 施策目標8 地域再生の推進</p>
		③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>2020年までの5年間で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加 ・雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>地方における地方拠点が移転・拡充されることによる、安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことが出来る。</p>

10	有効性等	① 適用数	<p><地域再生計画の認定状況等></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">地域再生計画の認定 都道府県数</td> <td colspan="2">認定地域再生計画における目標値</td> </tr> <tr> <td>整備計画認定件数</td> <td>雇用創出数</td> </tr> <tr> <td>合計数</td> <td>44 道府県(51 計画)</td> <td>1,645 件</td> <td>15,414 人</td> </tr> </table> <p>(平成 30 年 6 月末時点)</p> <p><地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定状況等></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度(注)</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定整備 計画数</td> <td>77 件</td> <td>81 件</td> <td>69 件</td> <td>11 件</td> <td>238 件</td> </tr> <tr> <td>雇用創出 人数</td> <td>4,447 人</td> <td>3,252 人</td> <td>2,731 人</td> <td>488 人</td> <td>10,918 人</td> </tr> <tr> <td>雇用促進計 画受付件数</td> <td>26 件</td> <td>41 件</td> <td>56 件</td> <td>4 件</td> <td>128 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 認定整備計画数・雇用創出人数については、都道府県から内閣府に報告があったもの。なお、平成 30 年度に関しては平成 30 年 7 月 15 日までに報告があったもの。 雇用促進計画受付件数は平成 30 年 7 月 31 日までに労働局から報告のあったもの</p> <p><適用件数></p> <p>○オフィス減税 平成 27 年度 4 件(特別償却 2 件、税額控除 2 件) (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」) 平成 28 年度 20 件(特別償却 4 件、税額控除 16 件) (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」) 平成 29 年度 34 件(特別償却 5 件、税額控除 29 件) (認定取得企業に対する調査より) 平成 30 年度 606 件(特別償却 303 件、税額控除 303 件)(推計) (※根拠については、別添(1)参照) 平成 31 年度 精査中</p> <p>○雇用促進税制 平成 27 年度 7 件(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」) 平成 28 年度 5 件(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」) 平成 29 年度 6 件(「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計(平成 30 年 7 月末現在)) (※根拠については、別添(2)参照) 平成 30 年度 1,417 件(推計)(※根拠については、別添(2)参照) 平成 31 年度 精査中</p>					地域再生計画の認定 都道府県数	認定地域再生計画における目標値		整備計画認定件数	雇用創出数	合計数	44 道府県(51 計画)	1,645 件	15,414 人		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度(注)	累計	認定整備 計画数	77 件	81 件	69 件	11 件	238 件	雇用創出 人数	4,447 人	3,252 人	2,731 人	488 人	10,918 人	雇用促進計 画受付件数	26 件	41 件	56 件	4 件	128 件
				地域再生計画の認定 都道府県数	認定地域再生計画における目標値																																			
整備計画認定件数	雇用創出数																																							
合計数	44 道府県(51 計画)	1,645 件	15,414 人																																					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度(注)	累計																																			
認定整備 計画数	77 件	81 件	69 件	11 件	238 件																																			
雇用創出 人数	4,447 人	3,252 人	2,731 人	488 人	10,918 人																																			
雇用促進計 画受付件数	26 件	41 件	56 件	4 件	128 件																																			

	<p>② 適用額</p>	<p>○オフィス減税 平成 27 年度 380 百万円(特別償却:301 百万円、税額控除 79 百万円) (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」) 平成 28 年度 1,687 百万円(特別償却:137 百万円、税額控除 1550 百万円) (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」) 平成 29 年度 1,573 百万円(特別償却:178 百万円、税額控除 1395 百万円) (認定取得企業に対する調査より集計) 平成 30 年度 11,293 百万円(特別償却:9,075 百万円、税額控除 2,218 百万円)(推計) (※根拠については、別添(1)参照) 平成 31 年度 精査中</p> <p>○雇用促進税制 平成 27 年度 3.8 百万円(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」) 平成 28 年度 4.9 百万円(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」) 平成 29 年度 30.2 百万円(「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計(平成 30 年 7 月末現在)) 平成 30 年度 6,307 百万円(推計)(※根拠については、別添(1)参照) 平成 31 年度 精査中</p> <p><適用件数や額が僅少である理由> 企業の移転・拡充に際しては、検討開始から立地場所の選定や社内合意などに一定の期間を要するものであり、したがって、税制適用の前提となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定までに長時間を要する。 さらに、税制適用を受けるには、事業計画の認定を経て、設備投資を実際に行い、特定業務施設の取得・供用開始の後、最初の会計年度終了時に初めて適用可能となるが、特定業務施設の取得には一定程度の長期間を要すること、また供用開始されたとしても実際に税制の適用を受けるまでには当該事業会計年度終了時となることなど、税制の適用までには長時間を要する。また、実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業内の事情変更や利益法人であるか否か等の各種要因により税制適用の利用を断念したケースも見られ、これらも税制の適用件数や額が少なくなっている要因の一つと考えられる。 今後、既に認定を受けた企業において特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられることに加え、平成30年度税制改正において認定要件の緩和や対象地域の拡大を行ったことでより本社機能の移転や拡充を検討すること企業の裾野が広がることため、税制適用を受ける企業についても増加するものと考えられる。</p>
--	--------------	--

③ 減収額

○オフィス減税

(百万円)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
国税 (法人税)	149.7	1,582.1	1,436.6	4,041	精査中
特別償却分	70.4	32.1	41.6	1,823	精査中
税額控除	79.3	1,550	1395	2,218	精査中
地方税	27.8	14.2	203.2	1095.6	精査中
法人住民税	10.3	5.8	202.9	521.6	精査中
法人事業税	17.5	8.4	0.3	574	精査中
計	177.2	1595.2	1776.2	5139.6	精査中

○雇用促進税制

(百万円)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
国税 (法人税)	3.8	4.9	30.2	6,307	精査中
地方税(法人住民税)	0.5	0.6	3.9	814	精査中
計	4.3	5.5	34.1	7,121	精査中

(備考)

- ・ 平成 27 年度及び平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」より。
- ・ 平成 29 年度は、認定取得企業に対する調査より集計。
- ・ 平成 30 年度は推計値。推計方法については別添(1)参照。
- ・ 平成 29 年度以降の法人住民税は国税に 12.9%を乗じて試算。
- ・ 平成 29 年度以降の法人事業税については、特別償却額による所得の減収額に事業税率を乗じて試算。
- ・ 雇用促進税制における優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本税制措置により、既に238件の企業の地方拠点強化が具体的に計画・認定され、それに伴い既に10,918人の地方における雇用が生じているところ(計画含む)。(※「10有効性等 ①適用数」参照)</p> <p>引き続き、本税制措置を通じて企業の地方への拠点強化を促進することで、地方における雇用の増加による地方への人の流れをつくり、東京一極集中の是正及び地方活力の活性化に寄与するもの。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制措置の効果として、2020年までの5年間で企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加、地方拠点における安定した良質な雇用者数について、4万人の増加の効果を見込んでいる。</p> <p>また、具体的な経済効果は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="598 712 1372 945"> <thead> <tr> <th></th> <th>オフィス減税</th> <th>雇用促進税制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>8021百万円</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>79,808百万円</td> <td>33百万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>69776百万円</td> <td>186百万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>113,108百万円</td> <td>17,045百万円</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額に、平成23年建設部門分析用産業連関表における非住宅建築の生産誘発係数2.0145を乗じて算出。</p> <p>※増加雇用者をベースに、未就業入職者の割合は約31%(平成29年雇用動向調査(厚生労働省)より)、平均給与は422万円(平成28年分 民間給与実態統計調査(国税庁)より)より推計。</p>		オフィス減税	雇用促進税制	平成27年度	8021百万円	18百万円	平成28年度	79,808百万円	33百万円	平成29年度	69776百万円	186百万円	平成30年度	113,108百万円	17,045百万円	平成31年度	精査中	精査中
	オフィス減税	雇用促進税制																			
平成27年度	8021百万円	18百万円																			
平成28年度	79,808百万円	33百万円																			
平成29年度	69776百万円	186百万円																			
平成30年度	113,108百万円	17,045百万円																			
平成31年度	精査中	精査中																			
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本税制により多くの企業の地方拠点の強化及び移転が促進されることによって、地方における安定した良質な雇用の創出の促進、ひいては人口減少への対応や我が国の経済活力の維持に資する。</p>																		
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するためには、事業者にとって大きな負担となる、施設整備や雇用等に伴う初期費用を軽減することが有効であるが、本税制について規定する地域再生法はその目的において、「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」としていることから、個別の事業者の地方拠点の強化及び移転に対して国が補助金を交付するよりも、地方公共団体が行う地域再生計画に沿った地方拠点の強化及び移転に対し本税制を措置する方が、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化という法目的と、より整合的である。</p>																		
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するため、本税制のほか、以下の「債務保証制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務保証制度は、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内 																		

			<p>において、特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の自治体であっても、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の自治体並に、課税免除又は不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。</p> <p>本税制の拡充によって、地方において更なる安定した良質な雇用の創出と経済の活性化が見込まれることから、本税制の対象となる認定事業者が所在する地方公共団体において、本税制を支援する相当性が認められる。</p>
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年 7 月 (H29 内閣 01)

地方拠点強化税制における減収額見込み(試算)

【減収見込額】

■国税 103.5億円

【内訳】・法人税：オフィス減税40.4億円＋雇用促進税制63.1億円

■地方税 19.0億円

【内訳】・法人住民税：オフィス減税分5.2億円、雇用促進税制分8.1億円
・法人事業税：5.7億円

■合計 122.5億円

試算方法(オフィス減税)

《件数見込み》

<一般>

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画のうち、一部は賃貸による整備であること等から、オフィス減税が適用される割合を60%(※)と仮定する。
- ・①②より、オフィス減税の適用見込み件数は、 $1500 \times (60 / 100) = 900$ 件。(③)
- ・また、認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別は200:1300と仮定する。(④)
- ・③④より、移転型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (200 / 1500) = 120$ 件
拡充型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (1300 / 1500) = 780$ 件 となる。
- ・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると、
移転型事業について、大企業12件、中小企業108件
拡充型事業について、大企業78件、中小企業702件
- ・更に、利益法人割合を大企業60%、中小企業50%とすると、適用件数は下記のとおり。
移転型事業について、大企業8件、中小企業54件
拡充型事業について、大企業46件、中小企業352件

(※) (一社)日本ビルディング協会連合会が行った平成26年度ビル実態調査によると、賃貸用ビルと自社用ビルの割合は、全国平均が32.9%、地方圏(三大都市圏以外)が46.6%となり、13.7ポイントの差がある。また、国交省が行った平成25年法人土地・建物基本調査の確報集計によると、全国の全法人における建物所有法人割合は40.8%。これに上記全国と地方圏の差を適用すると、 $40.8 + 13.7 = 54.5\%$ となる。本税制措置のインセンティブが働くことにより、一定の新規設備投資が喚起されることを踏まえ、オフィス減税の適用見込み割合は60%とする。

(※)試算表上の税額控除額に乗じている有効控除割合は、実際に控除できる割合として90%を乗じている。

(※)特別償却と税額控除の両方が適用できる場合は同じ割合で利用されると仮定。

<小規模事業>

- ・平成30年度税制改正を踏まえた認定要件緩和等による追加分。便宜上<小規模事業>と記載。認定件数を450件と推計。なお、それ以降の試算方法については<一般>を参照。

<準地方活力向上地域への移転型事業(移転型事業のみ)>

- ・平成30年度税制改正を踏まえた準地方活力向上地域への移転型事業分。認定件数を30件と推計。なお、それ以降の試算については<一般>を参照。

《設備投資見込み額》

【移転型事業】

- ・制度創設時に経産省が実施した、本社機能の移転(一部含む実施した企業からのヒアリング結果は以下のとおり。
本社機能の一部移転に伴う設備投資額(建物等) 大企業:平均10億円程度/件、中小企業:平均2億円程度/件
- ・当時の1件当たりの設備投資額に対する、現在の1件当たりの設備投資額を、建築着工統計の「事務所」の平均設備投資額から算定すると、
創設時(平成25年度統計): 1.53 兆 $\div 10,730$ 件 $\div 1.43$ 億円に対し、
直近(平成28年度統計): 2.05 兆 $\div 11,273$ 件 $\div 1.82$ 億円。よって、 $1.82 \div 1.43 \div 1.27$
- 以上より、現在の本社機能の一部移転に伴う設備投資額の見込み額は 大企業:平均12.7億円程度/件、中小企業:平均2.5億円程度/件

【拡充型事業】

- ・建築着工統計における「事務所」(本社機能以外の営業所等を含む)の着工件数を元に試算する。
- ・平成28年度年中に全国で着工された事務所11,273件について、工事予定額の総額は約2.05兆円、1件あたりの平均は約1.82億円。(①)

【小規模事業】

- ・設備投資見込み額は計画認定要件の下限である大企業0.2億円、中小企業0.1億円として試算。

オフィス減税 減収見込額（合計40.4億円）

		設備投資額		件数		特別償却率/ 税額控除率		税率/ 有効控除割合		減収見込額
【一般】【移転型】										
○大企業	(特別償却分)	12.7億円	×	4件程度	×	25%	×	23.4%	=	3.0億円程度
	(税額控除分)	12.7億円	×	4件程度	×	7%	×	90%	=	3.2億円程度
○中小企業	(特別償却分)	2.5億円	×	27件程度	×	25%	×	19.0%	=	3.2億円程度
	(税額控除分)	2.5億円	×	27件程度	×	7%	×	90%	=	4.3億円程度
【一般】【拡充型】										
○大企業	(特別償却分)	1.82億円	×	23件程度	×	15%	×	23.4%	=	1.5億円程度
	(税額控除分)	1.82億円	×	23件程度	×	4%	×	90%	=	1.5億円程度
○中小企業	(特別償却分)	1.82億円	×	176件程度	×	15%	×	19.0%	=	9.1億円程度
	(税額控除分)	1.82億円	×	176件程度	×	4%	×	90%	=	11.5億円程度
【小規模事業】【移転型】										
○大企業	(特別償却分)	0.2億円	×	1件程度	×	25%	×	23.4%	=	0.01億円程度
	(税額控除分)	0.2億円	×	1件程度	×	7%	×	90%	=	0.01億円程度
○中小企業	(特別償却分)	0.1億円	×	10件程度	×	25%	×	19.0%	=	0.05億円程度
	(税額控除分)	0.1億円	×	10件程度	×	7%	×	90%	=	0.06億円程度
【小規模事業】【拡充型】										
○大企業	(特別償却分)	0.2億円	×	3件程度	×	15%	×	23.4%	=	0.02億円程度
	(税額控除分)	0.2億円	×	3件程度	×	4%	×	90%	=	0.02億円程度
○中小企業	(特別償却分)	0.1億円	×	54件程度	×	15%	×	19.0%	=	0.15億円程度
	(税額控除分)	0.1億円	×	54件程度	×	4%	×	90%	=	0.19億円程度
【準地方活向上地域への移転型事業】										
○大企業	(特別償却分)	12.7億円	×	1件程度	×	25%	×	23.4%	=	0.7億円程度
	(税額控除分)	12.7億円	×	1件程度	×	7%	×	90%	=	0.8億円程度
○中小企業	(特別償却分)	2.5億円	×	4件程度	×	25%	×	19.0%	=	0.5億円程度
	(税額控除分)	2.5億円	×	4件程度	×	7%	×	90%	=	0.6億円程度

試算方法(雇用促進税制)

○減収見込額(雇用促進税制)

《件数見込み》

＜一般＞

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別を200:1300と仮定。(②)
- ・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると(オフィス減税と同様の仮定)、①②より、
認定整備計画の件数は、移転型事業について、大企業20件、中小企業180件 拡充型事業について、大企業130件、中小企業1170件。(③)
- ・ただし、基本部分についてはオフィス減税との併用ができないため、オフィス減税との重複を排除した件数は以下のとおり。(雇用促進税制は3年間利用できるため、オフィス減税を1回利用すると仮定すると、オフィス減税と重複する確率は1/3のため、機械的に2/3を乗じた)
移転型・・・大企業:基本部分13件、上乗せ部分20件、中小企業:基本部分120件、上乗せ部分180件
拡充型・・・大企業:87件、中小企業780件(基本部分のみ)

＜小規模事業＞

- ・平成30年度税制改正で改正された認定要件の緩和等による追加分。便宜上＜小規模事業＞と記載する。認定件数を450件と推計し、それ以降の試算方法については＜一般＞と参照のこと。

＜準地方活力向上地域への移転＞

- ・平成30年度税制改正で追加された準地方活力向上地域への移転型事業については、認定件数を30件と推定。それ以降の試算については＜一般＞を参照。

《平均適用人数見込み》

＜一般＞

- ・基本部分の平均適用人数は、アンケート調査の結果から推計し、次のとおりと仮定。
移転型事業について、大企業24.4人、中小企業6.0人 拡充型事業について、大企業51.3人、中小企業8.9人
- ・上乗せ部分の平均適用人数は、アンケート調査の結果から推計し、次のとおりと仮定。
移転型事業について、大企業50.7人、中小企業20.6人

＜小規模事業＞

- ・基本部分の平均適用人数は、アンケート調査の結果から大企業2人、中小企業1人と仮定した。
- ・上乗せ部分の平均適用人数は、計画認定の要件緩和(大企業10人→5人、中小企業5人→2人)により平均で大企業7人、中小企業3人となるが、最大3年適用されるので、その半分の大企業10.5人、中小企業4.5人と仮定した。

＜準地方活力向上地域への移転＞

- ・基本部分、上乗せ部分とも＜一般＞の移転型の人数と同じと仮定した。

《1人当たりの控除額見込み》

- ・基本部分の控除額見込みは、アンケート調査の結果から推計し、次のとおりと仮定。

＜一般＞

移転型事業について、大企業30.5万円、中小企業52.8万円 拡充型事業について、大企業32.9万円、中小企業46.3万円

＜小規模事業＞

移転型事業について、大企業30.0万円、中小企業45.0万円 拡充型事業について、大企業30.0万円、中小企業40.0万円

＜準地方活力向上地域への移転＞

移転型事業について、大企業30.5万円、中小企業52.8万円 拡充型事業について、大企業32.9万円、中小企業46.3万円 ……＜一般＞と同じと仮定した。

雇用促進税制 減収見込額(合計63.1億円)

【一般】【移転型】

		件数	×	人数	×	控除額	×	有効控除割合	=	減収見込額
○大企業	【基本部分】	13件程度	×	24.4人程度	×	30.5万円程度	×	90%	=	0.9億円程度
	【上乗せ部分】	20件程度	×	50.7人程度	×	30万円	×	90%	=	2.7億円程度
○中小企業	【基本部分】	120件程度	×	6.0人程度	×	52.8万円程度	×	90%	=	3.4億円程度
	【上乗せ部分】	180件程度	×	21.6人程度	×	30万円	×	90%	=	10.0億円程度

【一般】【拡充型】

○大企業	【基本部分】	87件程度	×	51.3人程度	×	32.9万円程度	×	90%	=	13.2億円程度
○中小企業	【基本部分】	780件程度	×	8.9人程度	×	46.3万円程度	×	90%	=	28.9億円程度

【小規模事業】【移転型】

○大企業	【基本部分】	4件程度	×	2人程度	×	30万円程度	×	90%	=	0.02億円程度
	【上乗せ部分】	6件程度	×	10.5人程度	×	30万円程度	×	90%	=	0.2億円程度
○中小企業	【基本部分】	36件程度	×	1人程度	×	45万円程度	×	90%	=	0.1億円程度
	【上乗せ部分】	54件程度	×	4.5人程度	×	30万円程度	×	90%	=	0.7億円程度

【小規模事業】【拡充型】

○大企業	【基本部分】	26件程度	×	2人程度	×	30万円程度	×	90%	=	0.1億円程度
○中小企業	【基本部分】	234件程度	×	1人程度	×	40万円程度	×	90%	=	0.8億円程度

【準地方活力向上地域への移転型事業】

○大企業	【基本部分】	2件程度	×	24.4人程度	×	30.5万円程度	×	90%	=	0.1億円程度
	【上乗せ部分】	3件程度	×	50.7人程度	×	20万円程度	×	90%	=	0.3億円程度
○中小企業	【基本部分】	18件程度	×	6.0人程度	×	52.8万円程度	×	90%	=	0.5億円程度
	【上乗せ部分】	27件程度	×	21.6人程度	×	20万円程度	×	90%	=	1.0億円程度

地方拠点税制における雇用促進税制に係る推計

1. 雇用促進税制について

(1) 地方拠点強化税制における雇用促進税制（地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置関係）

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を実施する事業主が、地方において本社機能を拡充又は移転し雇用者を増加させた場合に、税額控除を行う（平成 27 年度創設、平成 30 年度改正）。

(i) 拡充型：地方において本社機能を拡充し雇用者を増加させた場合には、特定業務施設における雇用増加者数に対して、次の金額の合計を税額控除。

(ア) 特定業務施設における無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 1 人当たり 60 万円（法人全体の雇用者増加率が 8%未満の場合：30 万円）

(イ) 新規雇用者の数から（ア）の人数を控除した数（当該新規雇用者の数の 4 割が上限）について 1 人当たり 50 万円（同：20 万円）

(ウ) 特定業務施設における雇用増加者数から新規雇用者数の数を控除した数について 1 人当たり 50 万円（同：20 万円）

(ii) 移転型：東京 23 区から地方に本社機能を移転して整備する場合には、拡充型の税額控除（雇用増加率は 5%が基準）に加え、当該特定業務施設における雇用増加者数 1 人当たり 30 万円の税額控除。

2. 平成 30 年度以前の雇用促進税制の適用件数、適用人数等について（1（2）関係）

- 平成 28 年度及び平成 29 年度におけるハローワークにおいて受理した達成状況報告（平成 30 年 7 月末時点）及び租特透明化法等による調査報告書における適用実績（国税）から把握できる適用件数等（実績値）は以下のとおり。

	雇用促進計画実施年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
雇用促進 計画受付 件数	① 計画受付件数（件）	23	45	56
	(i) 拡充型	19	39	51
	(ii) 移転型	4	6	5
	② 達成状況報告受付件数（件）	14	24	—
	(i) 拡充型	12	21	—
(ii) 移転型	2	3	—	
(国税) 適用実態 調査	③ 適用件数（件）	7	5	—
	④ 適用減収総額（千円）	3,778	4891	—

出典：「雇用促進計画受付・達成状況報告」（厚生労働省職業安定局）
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

- 平成 29 年度における公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数（上記「①計

画受付件数」)以外の件数等は、平成28年度における実績を踏まえて推計している。

○平成30年度における件数等については、税額控除実施法人が1,417件((2)、(3)「税額控除実施法人数」についての平成30年度を参照)と見込んでいることを踏まえている。

<(1)公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数について>

平成30年度

- ・雇用促進計画の達成状況について公共職業安定所等の確認を受けた計画の件数が1,417件であり(下記参照)、平成27年度と平成28年度における公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数(合計68件)、平成27年度と平成28年度における達成状況の確認を受けた件数(合計38件)から、 $1,417 \times (68 \text{件} / 38 \text{件}) = \underline{2,534 \text{件}}$
- ・準地方活力向上地域への移転は $30 \text{件} \times (68 \text{件} / 38 \text{件}) = \underline{54 \text{件}}$
- ・地方活力向上地域への移転、拡充はそれぞれ、 $(2,534 \text{件} - 54 \text{件}) \times 200 / 1500 = \underline{331 \text{件}}$ 、 $(2,534 \text{件} - 54 \text{件}) \times 1300 / 1500 = \underline{2,149 \text{件}}$

<(1)雇用促進計画の達成状況について公共職業安定所等の確認を受けた当該計画の件数について>

平成29年度

- ・平成29年度の雇用促進計画の受付件数①は56件(拡充型:51件、移転型:5件)
- ・平成28年度の雇用促進計画の受付件数①に対する達成状況報告受付件数②の割合は53.3%(=24件/45件)
- ・平成29年度においてもこの割合(53.3%)で達成状況報告件数が推移すると仮定とすると、平成29年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②(推計値)は30件(=56件×53.3%)(拡充型:27件(51件×53.3%)、移転型:3件(5件×53.3%))

平成30年度

- ・平成30年度における税額控除実施法人を1,417件(下記参照)と見込んでいることから、雇用促進計画の達成状況の確認を受けた件数も1,417件としている。
- ・準地方活力向上地域への移転は30件
- ・地方活力向上地域への移転、拡充はそれぞれ、 $(1,417 \text{件} - 30 \text{件}) \times 200 / 1500 = \underline{185 \text{件}}$ 、 $(1,417 \text{件} - 30 \text{件}) \times 1300 / 1500 = \underline{1,202 \text{件}}$

<(2)、(3)「税額控除実施法人数」について>

平成29年度

- ・平成28年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数③の割合は20.8%(=5件/24件)
- ・平成29年度における適用件数③についてもこの割合(20.8%)で適用件数が積まれるとすると、平成29年度における適用件数③(推計値)は6件(=30件×20.8%)(拡充型:6件(27件×20.8%)、移転型:0件(3件×20.8%))

平成30年度

- ・平成 30 年度から認められた小規模事業についての要件緩和（便宜上「小規模事業」と記載）、準地方活力向上地域への移転に関する要件緩和（便宜上「準地方活力向上地域」と記載）を考慮した。
- ・KPI で掲げられた目標（5 年で地方拠点強化 7,500 件）から、平成 30 年度分 1,500 件に加え、小規模事業 450 件、準地方活力向上地域 30 件と仮定する。
- ・移転型：拡充型=200:1,300、大企業：中小企業=1：9 とし、オフィス減税との重複を排除（雇用促進税制は 3 年間利用できるの、オフィス減税を 1 回利用すると仮定すると、オフィス減税と重複する確率は 1 / 3 のため、機械的に 2 / 3 を乗じた）すると、KPI 分、小規模事業分、準地方活力向上地域分の控除実施件数は以下のとおりとなる。

【KPI 分】移転型 200（大 20、中小 180）、拡充型 1,300（大 130、中小 1,170）

- ・移転型：200（上乗せ部分はオフィス減税との併用が可のため）

- ・拡充型： $130 \times 2 / 3 + 1,170 \times 2 / 3 = \underline{867}$

【小規模事業分】移転型 60（大 6、中小 54）、拡充型 390（大 39、中小 351）

- ・移転型：60（同上）

- ・拡充型： $39 \times 2 / 3 + 351 \times 2 / 3 = \underline{260}$

【準地方活力向上地域分】移転型のみ（大 3、中小 27）

- ・移転型：30

合計 1, 4 1 7 件

<(3)「控除対象地方事業所基準雇用者数 ①」について>

- 控除対象地方事業所基準雇用者数については、適用見込み企業 1 社当たりの平均雇用増加数を乗じることで推計すると、以下のとおり。

平成 28 年度

$$5 \text{ 件} \times 5 \text{ 人} (\text{※6}) = \underline{25 \text{ 人}}$$

(※6) 地方拠点強化税制に係る雇用促進計画の達成状況報告（平成 28 年度）において、雇用促進税制の適用が見込まれる企業における計画終了時の増加雇用者数（特定業務施設における増加人数と雇用保険一般被保険者の増加数のいずれか少ない数）の平均値は 5 人

<(3)「控除対象地方事業所基準雇用者数のうち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たす法人に係る数 ②」について>

- アンケート調査の結果により推計した地方事業所基準雇用者数のうち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合（31,9%（※8））を用いて推計。

(※8) 平成 29 年度において内閣府地方創生事務局が実施したアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73 社）における増加雇用者数（特定業務施設における増加人数と法人全体の増加数のいずれか少ない数）の合計に対する基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における増加雇用者数の合計の割合

平成 28 年度

$$25 \text{ 人} \times 31.9\% = \underline{8 \text{ 人}}$$

<(3)「控除対象地方事業所基準雇用者数のうち②以外の数 ③」について>

- ①から②を控除して推計。

平成 28 年度

$$25 \text{ 人} - 8 \text{ 人} = \underline{17 \text{ 人}}$$

<(3)「新規雇用者総数 ④」について> **新規雇用者数全体**

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した 1 法人当たりの新規雇用者総数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$6 \text{ 件} \times 10.4 \text{ 人} (\text{※}9) = \underline{62 \text{ 人}}$$

(※9) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業 (73 社) における新規雇用者総数 (特定業務施設における新規雇用者数、増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数) の平均値

<(2)「新規雇用者総数 ①」について>

平成 30 年度

- ・ KPI 分、小規模事業分、準地方活力向上地域分それぞれについて、基本部分が対象となる法人 (オフィス減税との重複を排除するため機械的に 2 / 3 を乗じたもの、再掲) の数に、アンケート調査で得られた 1 法人あたりの新規雇用者数を乗じて算出した。(合計 8,045 人)

(計算例) KPI 分の拡充型の中小企業

- ・ トータル 1,500 件のうち拡充型が 1,300 件
- ・ 1,300 件のうち 9 割に当たる 1,170 件が中小企業
- ・ 1,170 件の 2 / 3 に当たる 780 件が基本部分の対象となる
- ・ 780 件 × 7.2 人 (アンケート結果) = 5,616 人

<(3)「控除対象特定新規雇用者数 ⑤」について> **新規雇用者のうち無期雇用かつフルタイム**

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した 1 法人当たりの控除対象特定新規雇用者数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$6 \text{ 件} \times 6.5 \text{ 人} (\text{※}10) = \underline{39 \text{ 人}}$$

(※10) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業 (73 社) における控除対象特定新規雇用者数 (特定業務施設における新規雇用者数 × 46.3% (※11)、特定業務施設における増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数) の平均値

(※11) 厚生労働省「職業安定業務統計」における平成29年度の就職件数に占める無期雇用かつフルタイムの比率。アンケート調査回答企業においても、新規雇用者に占める無期雇用かつフルタイムの比率が一律この割合であるとして推計。

<(2)「特定新規雇用者基礎数 ②」について>

平成30年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数 ①」について>と同様の方法による。(合計 5,213人)

<(3)「控除対象特定新規雇用者数のうち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数⑥」について> **新規雇用者のうち無期雇用かつフルタイムで法人全体の雇用者増加割合が10%**

- アンケート調査の結果により推計した控除対象特定新規雇用者数うち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合を用いて推計。

平成29年度

$$39人 \times 21.9\% (\text{※12} [10\%以上]) = \underline{9人}$$

(※12) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における控除対象特定新規雇用者数(特定業務施設における新規雇用者数×46.3%、特定業務施設における増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数)の合計に対する基準雇用者割合が10%または8%または5%以上の要件を満たすと考えられる企業における控除対象特定新規雇用者数の合計の割合

<(2)「うち基準雇用者割合≥8%の法人に係る数 ③」について>

平成30年度

- ・ <(2)「特定新規雇用者基礎数 ②」について>で得られた特定新規雇用者基礎数(KPI分、小規模事業分、準地方活力向上地域分のそれぞれについて、移転型・拡充型、大企業・中小企業の別)に、基準雇用者割合≥8%となる法人の特定新規雇用者基礎数の割合(アンケート結果)を乗じて算出。(合計 3,132人)

<(2)「うち5%≤基準雇用者割合<8%の法人に係る数 ④」について>

平成30年度

- ・ <(2)「うち基準雇用者割合≥8%の法人に係る数 ③」について>と同様に算出。(合計 545人)

<(2)「うち基準雇用者割合<5%の法人に係る数 ⑤」について>

平成30年度

- ・ 特定新規雇用者基礎数(5,213人)から、上記で求めた3,132人、545人を控除すると、1,536人。

<(3)「控除対象特定新規雇用者数のうち⑥以外の数 ⑦」について>

- ⑤から⑥を控除して推計。**新規雇用者のうち無期雇用かつフルタイムで法人全体の雇用**

者増加割合が10%未満

平成 29 年度

$$39 \text{ 人} - 9 \text{ 人} = \underline{30 \text{ 人}}$$

<(2)「対象移転型特定新規雇用者数 ⑥」について>

平成 30 年度

- ・ <(2)「うち5% ≤ 基準雇用者割合 ≤ 8%の法人に係る数 ④」について>で算出した545人のうち、移転型に係る人数 100人。

<(3)「非特定新規雇用者数 ⑧」について>

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの非特定新規雇用者数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$6 \text{ 件} \times 2.8 \text{ 人} (\text{※13}) = \underline{17 \text{ 人}}$$

(※13) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における新規雇用者総数の平均値－控除対象特定新規雇用者数の平均値－非特定新規雇用者超過数の平均値

<(2)「対象非特定新規雇用者数 ⑦」について>

平成 30 年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数 ①」について>と同様の方法による。(合計 1,954人)

<(3)「非新規基準雇用者数 ⑨」について>

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの非新規基準雇用者数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$6 \text{ 件} \times 13.3 \text{ 人} (\text{※14}) = \underline{80 \text{ 人}}$$

(※14) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における増加雇用者数(特定業務施設における増加人数と法人全体の増加数のいずれか少ない数)－新規雇用者総数(特定業務施設における新規雇用者数、増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数)の平均値

<(2)「非新規基準雇用者数 ⑧」について>

平成 30 年度

- ・ <(2)「対象非特定新規雇用者数 ⑦」について>と同様の方法による。(合計 5,762人)

<(3)「非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計 ⑩」について>

- ⑧と⑨を合計して推計。

平成 29 年度

$$17 \text{ 人} + 80 \text{ 人} = \underline{97 \text{ 人}}$$

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計 ⑨」について>

- ⑦と⑧を合計して推計。

平成 30 年度

$$1,954 \text{ 人} + 5,762 \text{ 人} = \underline{7,716 \text{ 人}}$$

<(3)「非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たす法人に係る数 ⑪」について>

- 非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数それぞれについて、基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合をアンケート調査結果により推計し、非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数のそれぞれの推計値にこの割合を乗じてこれを合算することにより推計。

平成 29 年度

$$17 \text{ 人} \times 37.3\% (\text{※15}) + 80 \text{ 人} \times 34.9\% (\text{※16}) = \underline{34 \text{ 人}}$$
$$(97 \text{ 人} - 34 \text{ 人} = \underline{63 \text{ 人}} \text{ ⑫})$$

(※15) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73社）における新規雇用者総数－控除対象特定新規雇用者数－非特定新規雇用者超過数の合計値に対する基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における新規雇用者総数－控除対象特定新規雇用者数－非特定新規雇用者超過数の合計の割合

(※16) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73社）における増加雇用者数－新規雇用者総数の合計値に対する基準雇用者割合が 10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における増加雇用者数－新規雇用者総数の合計の割合

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合 ≥ 8%の法人に係る数 ⑩」について>

平成 30 年度

- ・ <(2)「うち基準雇用者割合 ≥ 8%の法人に係る数 ③」について>に倣って、KPI 分、準地方活力向上地域分の移転型・拡充型、大企業・中小企業のそれぞれについて、対象非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数の合計に、基準雇用者割合 ≥ 8%となる法人の対象非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数の合計の割合（アンケート結果）を乗じて算出。（合計 4,279 人）

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち 5% ≤ 基準雇用者割合 < 8%の法人に係る数 ⑪」について>

- ・ <(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合 ≥ 8%の法人に係る数 ⑩」について>と同様に算出。(合計 1,145 人)

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合 < 5%の法人に係る数 ⑫」について>

- 合計となる⑨から⑩及び⑪を控除。

$$7,716 \text{ 人 (⑨)} - 4,279 \text{ 人 (⑩)} - 1,145 \text{ 人 (⑪)} = \underline{2,292 \text{ 人}}$$

<(3)「非特定新規雇用者超過数 ⑬」について>

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの非特定新規雇用者超過数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$6 \text{ 件} \times 1.1 \text{ 人 (※17)} = \underline{7 \text{ 人}}$$

(※17) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における非特定新規雇用者超過数(新規雇用者総数－控除対象特定新規雇用者数－新規雇用者総数×0.4(0を下回る場合は0))の平均値

<(3)「非特定新規雇用者超過数のうち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数⑭」について>

- アンケート調査の結果により推計した非特定新規雇用者超過数うち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合を用いて推計。

平成 29 年度

$$7 \text{ 人} \times 41.8\% \text{ (※18)} = \underline{3 \text{ 人}}$$

(※18) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における非特定新規雇用者超過数の合計に対する基準雇用者割合が10%以上及び8%以上の要件等を満たすと考えられる企業における非特定新規雇用者超過数の合計の割合

<(3)「非特定新規雇用者超過数のうち⑭以外の数 ⑮」について>

- ⑬から⑭を控除して推計。

平成 29 年度

$$7 \text{ 人} - 3 \text{ 人} = \underline{4 \text{ 人}}$$

<(3)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 (②×50万円)又は (⑥×60万円+⑩×50万円+⑭×40万円) ⑯」

平成 28 年度

$$8 \text{ 人} \times 50 \text{ 万円} = \underline{4.0 \text{ 百万円}}$$

平成 29 年度

$$9 \text{ 人} \times 60 \text{ 万円} + 34 \text{ 人} \times 50 \text{ 万円} + 3 \text{ 人} \times 40 \text{ 万円} = \underline{23.6 \text{ 百万円}}$$

<(3)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 (③×20 万円)又は(⑦×30 万円×⑫×20 万円+⑮×10 万円 ⑰)>

平成 28 年度

$$17 \text{ 人} \times 20 \text{ 万円} = \underline{3.4 \text{ 百万円}}$$

平成 29 年度

$$30 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} + 63 \text{ 人} \times 20 \text{ 万円} + 4 \text{ 人} \times 10 \text{ 万円} = \underline{22.0 \text{ 百万円}}$$

<(2)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 ⑯～⑱」について>

平成 30 年度

- ・ ⑯=③×60 万円+⑩×50 万円
=3,132 人×60 万円+4,279 人×50 万円 = 4,019 百万円
- ・ ⑰、⑱も同様に、⑰=423 百万円、⑱=919 百万円

<(3)「地方事業所特別基準雇用者数 ⑲」について>

- 平成 28 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から推計。平成 29 年度及び 30 年度については、推計した移転型の税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した 1 法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数 26.3 人 (※19) を乗じて推計。

(※19) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業 (8 社) における特定業務施設における増加人数の平均値

平成 28 年度

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書において、地方事業所特別基準雇用者数に係る適用件数が 0 であることから、0 人と推計。

平成 29 年度

$$0 \text{ 件} \times 26.3 \text{ 人} = \underline{0 \text{ 人}}$$

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数 ⑲」について>

平成 30 年度

- ・ KPI 分、準地方活力向上地域分それぞれについて、地方拠点での増加人数の平均 (アンケート結果) を 1.5 倍 (上乘せは最大で 3 年続くため、その半分) し、上乘せ部分が対象となる法人数を乗じることにより算出。
- ・ 小規模事業分については、30 年度に人数要件が緩和されたため (大 10→5、中小 5

→2)、大企業については平均で7人、中小企業については平均で3人増加するものと仮定した。

- ・ KPI分は大企業 1,014人 (33.8人 (アンケート結果) × 1.5 × 20法人)、中小企業 3,699人、準地方活力向上地域分は大企業 152人、中小企業 555人、小規模事業分は大企業 63人、中小企業 243人となり、合計 5,726人。

<(2)「うち地方活力向上地域内にある特定業務施設に係る数 ⑳」について>

平成 30 年度

- ・ 上記⑱のうち、KPI分と小規模事業分の合計となるため、5,019人。

<(2)「うち準地方活力向上地域内にある特定業務施設に係る数 ㉑」について>

平成 30 年度

- ・ 上記⑱のうち、準地方活力向上地域分となるため、707人。

<(3)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 (⑲×30万円) ㉒」について>

平成 28 年度

$$0 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} = \underline{0 \text{ 百万円}}$$

平成 29 年度

$$0 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} = \underline{0 \text{ 百万円}}$$

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 (㉑×30万円+㉒×20万円) ㉓」について>

平成 30 年度

$$5,019 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} + 707 \text{ 人} \times 20 \text{ 万円} = \underline{1,647 \text{ 百万円}}$$

<(2)、(3)「税額控除額」について>

- 平成 29 年度については、平成 28 年度の地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額と地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額の合計の推計値 (⑯+⑰+⑲) に対する税額控除額の割合 66.2% (=4.9 / (4+3.4+0)) を地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額と地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額の合計の推計値 (⑯+⑰+⑲) に乗じることで推計する。

平成 29 年度

$$(23.6 \text{ 百万円} + 22.0 \text{ 百万円} + 0 \text{ 円}) \times 66.2\% = \underline{30.2 \text{ 百万円}}$$

- 平成 30 年度については、有効控除割合を 90%として、⑯～⑲及び㉑の合計額に 0.9 を乗じることにより算出した。

平成 30 年度

$$(4,019+423+919+1,647) \times 0.9 = \underline{\underline{6,307 \text{ 百万円}}}$$

(以上)